愛知働くものいのちと健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/

心理的負荷の強度を認めた監督署

主席設計技師の自死、労災認定

三菱重工名古屋航空宇宙システム製作所

夫は三菱重工㈱で航空機の開発設計をしていました。仕事の性質上極めて高い緊張を強いられ、また不具合対応などでの長時間労働により精神的な疲労が蓄積されていたところ、建て直しの必要な部署への配置転換によって業務内容、職場環境等が大きく変わり、その変化に対応することができず、うつ病を発症し自ら命を絶ちました。46 才でした。

2008 年 12 月に名古屋南労基署へ労災申請し、１年２ヵ月後の 2010 年２月、労災が認定されました。

業務上の理由により、精神障害を発症したことは明らかでした。
ただ、判断指針のⅡに該当する項目はいくつかあっても、それがⅢに修正され、心理的負担が相当程度過重であると評価されるかどうかが難しいところでした。
結局、業務の過重が認められ認定に至りました。

（遺族のＯ夫人）

このような結果が得られたのも、弁護団、家族の会、愛知健康センターの方々の温かなご支援のお陰です。本当にありがとうございました。また、長い間、闘ってこられた皆さんが導いてくれた結果であると深く受け止めております。

成果主義、合理主義の下、労働者の置かれている状況はいまだ厳しいように思います。過労死、過労自殺が少しでもなくなるよう願ってやみません。

事件の概要

Ｏさん(46 才)は、三菱重工名古屋航空宇宙システム製作所で主席技師(管理職)として勤務。1986 年に入社し、勤続 20 年のベテランでした。被災前の時間外労働時間は、月平均 40 時間、76 時間の月もありました。疲労が蓄積し緊張が続く生活では身体が持たないと考え、部署の異動を申し出ました。申し出が認められ 2007 年４月２日付で工作部生産管理課に異動。しかし、会社の期待に応えられないことからショックを受けていました。同年４月８日八事病院で受診し、うつ病と診断されました。４月７日～５月 10 日には出社拒否の状態がありましたが、内服を続けながら出勤。再度配転がありましたが、元の職場に戻る２日前の６月 15 日、自宅で自死しました。愛知健康センターの過労死電話相談 110 番に電話し、弁護士を紹介され労災申請し認定されたものです。

岩井弁護士のコメント

亡くなったOさんの仕事は、航空機という高度な技術を必要とする製造の現場に携わる仕事でした。ですから、量もさることながら質的にも非常に厳しいものがあったのだと思います。

お話を伺った当初は、配転の後の自殺であるので、そのことが大きなストレスでないかと見ていました。しかしながら、労基署の説明によると労災認定されたのは、その前の業務の過重性のようでした。労基署の監督官は、丹念に事実を調べ、心理的負荷の強度を強いものとする判断をしてくれました。

平成２１年の判断指針の改訂は、心理負荷の強度について厳しいままです。実際に精神疾患が原因で亡くなった方で、家庭や個人の側に問題が無かった方については、心理的負荷をよく調べてみようという監督署の現場の対応があったように思われます。

ひとつひとつ申請する中で、労基署や会社の考え方がすこしずつ変わってきたのかなと思わせる認定でした。もちろん、Oさんがご主人を亡くされてから、丹念に事実を調べ、それを田巻弁護士とよく相談して労基署に届けたことが認定のきっかけになったものです。また、初期の段階で良いアドバイスをおくった愛知健康センター、過労死家族の会の励ましがあってこそです。本当によかったです。

弁護団は、弁護士法人名古屋南部法律務所の田巻紘子弁護士（主任）、永井敦弁護士、そして私でした。

○ ---------- ○

長時間労働の縮減、実効性ある対策を！

愛知県高等学校教職員組合副委員長　稲垣美樹夫

◆愛知県教育委員会　「調査部会」を設置

09年度も、県教委の総括安全衛生委員の重点審議事項は、愛高教の要求をもとに「長時間労働対策」（３年連続）となり、08年度に引き続き、そのための「調査部会」も設置されました。

そして、８月に行われた「調査部会」おいて、懸案であった時間外労働の把握ついて、県教委は初めて前向きな姿勢を示すとともに、定時退校日についても空白があることの指摘を受け、「月１回設けるよう指導していきたい」としました。また時間外勤務の大きな要因となっている、休日における補習、模試監督、検定など実施状況についても初めて調査を実施しその結果が報告されました。さらに超勤最大の要因となっている部活動について休養日の設定等を求める通知を求めてきたことに対し、「教員の健康管理のためにも休養日や練習時間を適切に設定する」こを明記した通知が出されました。

◆42歳男性教諭が過労死

こうした中、県立商業高校の42歳の男性教員が、学校で倒れているのを22時過ぎ警備員に発見され、入院先の病院で意識が戻らないまま四日後にくも膜下出血で亡なるという事態が起きました。

この事案に関わっては、直後に学校を訪問し実態把握にとりくむとともに、公務災害申請に向けた協力を校長に要請しました。あわせて総括安全衛生委員会で、こうした現職死亡に対する県教委の認識の不十分さを指摘した上で、改めて時間外勤務状況把握を行い、面接指導などの対応につなげていくことの重要性を訴え、県教委及び商業校長会に対しても検定業務の過重な実態について、改善を申し入れました。

◆県教委、時間外勤務の把握を決定

このようなとりくみの結果、私たちが毎年求め続けてきた時間外勤務の把握について、県教委は2010年度4月から自己申告よる全県統一様式によって行うことを明らかにしました。また、労働時間対策に向けた何らかの通知を出す方向で、検討がすすめられています。

あいつぐ現職死亡や休職者の増加にみられる深刻な勤務実態が明らかになる中、教職調整額4％の支給をもって時間外勤手当の支給対象からも外され、教員の「主たる勤務」の名の下に、事実上放置されけ続けてきた教員の時間外勤務に対し、ようやく様々な対策がとられ始めています。

◆県教委、時間外勤務の把握を決定

10月の全国衛生週間では、全教職員を対象に「やめよう　なくそう　長時間労働アンケート」にとりくむとともに、国及び都道府県で行われた勤務時間の15分短縮の実現を求める全教職員署名にとりくみ、2010年1月から、勤務時間を7時間45分とする「時短」を実現しました。

15分の勤務時間短縮、医師の面接指導定時退校日など様々な通知を実質的なものにし、現職死亡を繰り返させないためにも4月から実施される勤務時間把握を、教員のいのちと健康をまもるとして明確に置づけ、職場の安全衛生委員会の活動と結合してとりくむことが、来年度の大きな課題です。

（小見出しは編集責任で付けました）

県立学校における休職者数

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
休職者数(A)	58	80	83	95	102	99	114	109
うち、精神性疾患によるもの(B)	24	36	43	49	54	57	64	64
(B)／(A)	41.4%	45.0%	51.8%	51.6%	52.9%	57.6%	56.1%	58.7%

書籍紹介

「学校にローアンの風を・Ⅱ」 —学校の安全衛生活動の実際— 監修・村上　剛志

きょういくネット社（￥1，800）

2007年発行の「学校にローアンの風を」の第2弾。より具体的な実践編であり、2006年労安法改正に伴い、「長時間残業者への面接指導」実施の状況変化を受けた内容。

小・中学校（50人未満の職場も多い）に安全衛生委員会組織を作る方法では、埼玉県の越谷市や戸田市の例。人事委員会への措置要求が大きな前進をもたらした教訓が示されます。また、川口市の取り組みにも多くの学ぶべき事柄があります。高校では京都府における着実な前進例や愛知県の多種豊富な資料は大いに活用できるものです。草津養護学校での職場環境改善の取り組みも、腰痛・頚肩腕症予防にも大変役立ちます。

産業医・衛生管理者の役割の重要性や、職場要求をまとめるためのアンケート実施、労安関連の法律や各種通達等の学習は、労安活動の前進のために不可欠です。そして、労働組合の果たす役割が大切であることは言うまでもありません。村上氏の「第3章：学校の労安活動の発展」と二つの裁判闘争での判例意義も大変参考になります。増加し続ける心の病による休職者数は、長い間労安法の空白地帯といわれてきた教育職場の現状を示したものです。「教職員の健康を守ることは、子ども達の豊かな教育保障の土台である。」という確信をもとに、本書は全国の働く仲間の安全と健康の前進に寄与するものです。是非ご活用を！

（愛知県高等学校教職員組合　坂　至正）

中部電力知多火力発電所を見学して

重工産業労働組合副執行委員長　土田征夫

愛知健康センターとアスベスト対策愛知連絡会のお誘いで、中電知多火力発電所を見学させて頂いた。アスベスト被害者の救済活動に取り組む中でアスベストが大量に使用されているのが造船や発電所であると承知していた。それ故に以前から造船所や発電所への関心は深かった。もう一つの関心は私が在職中に生産に関与したガスタービンの羽根が発電所の中でどのように設置されているかも知りたかったので喜んで参加させて頂いた。

修理時以外はアスベストは姿を見せない

アスベストが大量に使用されている箇所は高温の遮熱と騒音の遮蔽部分など、当然ボイラーやタービン周りの配管はアスベストでぐるりと保護されているはずで、どのように遮蔽されているのかこの目で確認したかった。

但し現在はアスベスト被害が広く知れ亘っているために殆どの現場では直接目にすることは不可能である。修理やオーバーホールの時か部品の交換の際でないとアスベストは姿を現さない。そのようなときは一般ものには見学させる訳がないので、想像を働かせて見学するしかない訳で、その点少しばかり残念である。

圧巻!!　ずらり並んだ発電機

知多火力発電所は６台の発電機が同一建屋の中にずらりと並んでいる。圧巻だ。想像では１台ずつ区切りがしてあると思っていた。これでは１台修理するときに他の部分へ埃や粉じんが遠慮なく降り注ぐことになる。当然シートなどでカバーすることと思うが想像するだけで寒気がする。関心の的であるボイラー部分は外から眺めただけであるが配管の被覆が気になった。気になっても詳細は分からないし、側まで近寄ることもできない。このボイラーは三菱重工が製造したと聞いていたので後日設計した人に聞いたら、大型はつり下げ型で設置したと教えてくれた。知多発電所はつり下げタイプといって大型の部類に入るのだろう。配管の交換時期や修理の時は当然アスベストがむき出しになるのでその時の防護策などを詳しく質問をしなければと思いつつ廻った。

大規模の発電所を200名足らずで管理

見学後に発電所側から質問や希望を受け付けてくれると思っていたが質問時間は全くなく、案内嬢の一般的な説明だけで終わってしまった。設備や実務の人からの説明はなく、何となく肩すかしを食らった感じである。

ただ、あれだけ大規模の発電所を200名足らずで管理しているのに感心した。感心したと言うより驚いた。何かアクシデントが起きたときの対応はできるのだろうか。働く人たちの健康や安全はどうなのかなと思いつつ帰りのバスに乗った。

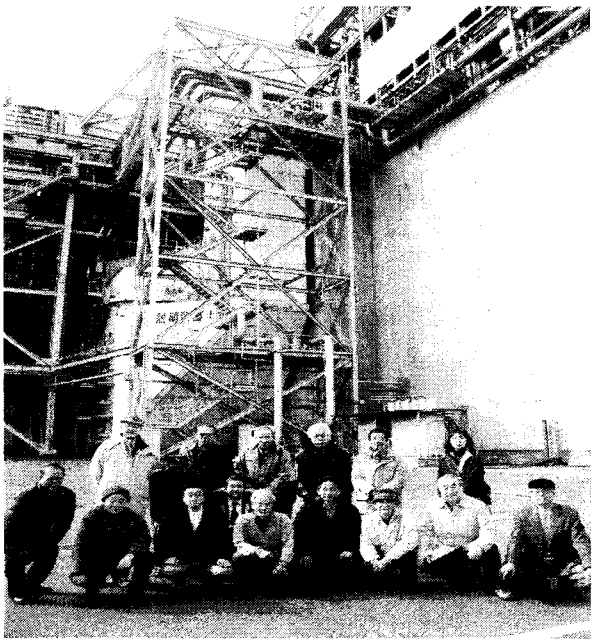

中電知多火力発電所ボイラー前にて

「貧困」は自己責任ではない

中区役所ホールに530人

２月２８日、「なくそう貧困、つながろう愛知集会」が中区役所ホールで開かれ約530人が参加しました。集会には湯浅誠（反貧困ネットワーク）宇都宮健児弁護士はじめ２６人の方々が「反貧困」の立場で発言されました。

集会で採択された「宣言」の要旨を紹介します。

私たちは広がる「貧困」にもう我慢ができない。「貧困」の問題は見えにくいが「自己責任」ではない。

１．ワンストップの相談体制を整えること。

２．「貧困」を見える形にし、情報交換、討論の場を設けること。

３．国は、労働基準監督署などが違法行為を摘発できるよう体制を強化すること。

労働者の「使い捨て」をやめさせ、労働法制を抜本的に見直すこと。

４．社会保障の抑制方針を改めさせ、「貧困」に苦しむ人々を具体的に救済し、セーフティネットを強化すること。

５．企業は、労働法規を遵守し団体交渉に応じ、雇用者としての責任をはたすこと。

企業は、労働者の職・住を提供し生活支援の基金を設立するなどの社会的責任を果たすこと。

より幅広い個人・団体の賛同を得て以上を柱に据え、「貧困」をなくす確固たるネットワークづくりをよびかける。

5月30日（日）「反貧困ネットワーク愛知」の結成総会が愛知県司法書士会館で開かれます。愛知健康センターも参加することを理事会で確認しました。

（文責・大家　信義）

○ ○

「静岡過労死家族の会」結成

１月 30 日(土)午前 11 時から静岡県労働組合評議会の事務所で約 20 名が集まって、静岡県に過労死家族の会が結成されました。

全国で９番目だそうです。会の結成に努力された静岡安全と健康を守るセンターの理事長林克さんからお祝いの言葉があり、名古屋過労死を考える家族の会代表鈴木美穂さんからお祝いのメッセージがとどけられました。

静岡のおいしい握りすしを食べながら、参加された方々の自己紹介が行われ、杉山さん、小松さん、尾崎さんなど闘いに勝利された報告と現在たたかっておられる方々の報告がありました。

千葉県から三島の病院に転勤された長谷川全国センター副理事長もおみえになり、みなさんを激励しました。規約を検討し、世話人に杉山さん・小松さん、会計監査に尾崎さんを選びました。代表は今後の話し合いで決めることになりました。

遺族にしか理解できない気持ちを、この会のみなさんが互いに支え合い励まし合って、労災認定などに勝利するとともに、過労死のない社会をつくるために力を出し合いましょう。

（文責：宮崎　脩一）

静岡過労死家族の会結成総会(携帯で撮影)

堀・小池・倉田裁判の勝利をめざして
「名古屋過労死家族の会」総会

代表　鈴木　美穂

2009年度の「名古屋過労死を考える家族の会」の定期総会を2月13日（土）労働会館にて開催しました。

なかなか皆さんの都合の良い日程の調整がつかずに、開催日を決めるのが困難なのですが、それでも主だった方の参加と古くからの賛助会員（原田さんや大池さん）の参加を頂いて開催できました。また、居酒屋チェーンの「わたみ」に勤務されていた娘さんを過労自死で亡くされた森さんも参加いただきました。

09年度の活動報告（鈴木）、会計報告（藤田）、10年度の活動計画案（鈴木）と進み、昨年度11月の厚生労働省交渉の報告（鈴木、内野）や基金本部の交渉報告（倉田、柏木、堀）では、意見や感想がだされました。

また、全トヨタ労働組合委員長若月さんから、内野さんの労災認定で引き出した、「自主研修、QCサークル等の自主活動に対する行政指導」を名分にして、見直しをせずに古い通達（昭和26年1月20日付け）が今でもそのままで、貴重な判決が有名無実になってしまう。勝ち取った判決を、有効性のあるものにするために、家族の会で取り上げて欲しいと要請されました。

小池さんからは、取り組んでいる裁判絡みで、「障がい者の労災認定基準法を制定せよ」と要望されました。「現在は、健常者の認定基準で判断し適用されるしかない。障がい者の雇用も義務付けられているのだから、これからも障がいのある方が少しでも安心して働けるように、制度化をお願いしたい」と、判決前の落ち着かない気持ちと一緒に話されました。

最後は参加された方の紹介や、各自の報告、意見・希望・情報交換をひっくるめていただきました。

今年は健康センター20周年の年で、夏に（8月28日）記念行事が計画されていて、愛知健康センター事務局からの参加要請がありました。

また、過労死110番の電話相談への参加要請（4月19日・11月23日）もありました

2部は交流会です。鈴木の恒例の手作り「おでんとお赤飯」でささやかな会ですが、会員さんからの差し入れもあり、皆さんのおなかを満たしました。

女性は、「上げ膳・据え膳」がご馳走ねと言いながら、来年は小出さんがおでんを作ると宣言。いろんなやり方があって、我が名古屋の会は元気な会と言われるように、仲良く今年も認定を求めて頑張ります。ご支援ください。

役員は代表が鈴木美穂さん、副代表が内野博子さん、会計が藤田睦美さんが選出されました。1年間よろしくお願いします。

名古屋過労死家族の会総会参加者

＊　木曽川町の馬淵さんの息子さん過労死を認定させる裁判で、2009年末東京地裁で敗訴になり終結しました。

過重労働を強いるソフトバンクの体質を証言

小出さんの労災認定を求めて中央審査会へ

1月19日(火)午後1時30分から50分程度、東京、港区役所近くのビルで中央審査会がありました。小出典子さんと岩井羊一・伊藤大介・伊藤朝日太郎弁護士と若見叔孝・鈴木美穂・宮崎脩一が代理人として名古屋から参加し、東京センターの廣田政司さんが傍聴にかけつけてくれました。審査員3名、参与3名の構成です。

はじめに小出さんが、7分程度陳述し、ついで三人の弁護士がそれぞれ5分づつ、意見陳述しました。その後、若見さんがリストラ目的の配転強要のパワハラ攻撃が自殺の引き金になったこと、「中電過労自殺事件の裁判では上司のパワハラを厳しく糾弾している。労働局がこの教訓を受け止めていたら不支給の誤りをおかすことはなかった。」と述べました。

宮崎が「ソフトバンクは組合も作らせない会社で体調の悪いことや、転勤に同意できないと意志表示することが大きいストレスになる職場であったこと、損害賠償を求める裁判では名古屋高裁で和解が成立し、会社がそれなりの金額を支払っており、小出尭さんの自殺に関して安全配慮義務違反を認めていることになるから、それに反する決定を出すとおかしいのではないか。」と意見陳述しました。

鈴木美穂さんは「遺族の救済機関たる中央審査会は一日も早く労災と認定してほしい」と述べました。

原告の陳述後、労働局の弁護士から「労災不支給の決定は正しいと考える」との、短くて冷たい発言があり、その後約20分間に亘って審査員2名から小出さんと弁護士に質問がありました。

主に、小出尭さんが最初にうつ病になった後、1年2ケ月にわたり、うつ病の治療を中断していたことに関する質問でした。

愛知歯科大学の神経歯科にかかっていたこと、病状がよかったわけではないことが、補充して述べられました。

また、和解についての質問もあったので、弁護士から簡単な説明と、公的機関からの問い合わせだから後で資料を送ることなどを約束しました。

廣田さんからは最近の審査会会場に入場するについても、空港のような身体チェックがはじまったこと、小出さんの過労自殺も「大変な事件であることがわかりました」との感想をいただきました。

◆「小出さんの労災認定を求める裁判支援の署名」にご協力ください

全体としては30分の持ち時間を超えて質問もあり、審査員が資料を読んでいることがわかりました。

原告側の反論も適切で攻勢的な審査であったと思います。しかし、これまで中央審査会は労働者の救済機関としての役割をはたしてきませんでした。新しい政権のもとで、国民のくらし第一の姿勢が労働行政にも問われています。支援する会は、名古屋地裁での闘いに重点を置いて、傍聴・署名・宣伝に集中して取り組むことにしています。新しい署名にご協力ください。

次回の裁判は**3月24日15時30分から201法廷で進行協議**が行われます。

ご支援をよろしくお願いします。

（文責：宮崎脩一）

社会的批判をバックに「トヨタ総行動」
1000人のデモ、トヨタ本社を包囲

２月11日（祝）、恒例となった「トヨタ行動」を終日にわたって展開しました。午前は名古屋駅前のミッドランドビル周辺や豊田市内の主要駅、本社前などでビラまき宣伝を行いました。

午後は豊田市の山之手公園に集合して全体集会を行い、雨が降り続く中トヨタ本社までシュプレヒコールを響かせながらデモ行進、本社前で流れ解散しました。

当日は、東京をはじめ十余りの府県から参加者があり、1000人を超す集会になりました。トヨタから職場革新懇、ＡＴＵ（全トヨタ労組）、ＡＴＵサポート市民の会、フィリピントヨタ労組争議支援する会などのメバーが参加しました。

健康センターから鈴木事務局長らが旗をたてて隊列に加わました。

リコール問題の底辺には利益追求に軸を置いたトヨタ生産システム、とりわけ過酷な部品単価切り下げ、非正規労働者処遇、検査工程省略などが指摘されています。

いわばシステムが必然的に生みだしたリコールというとらえ方ができます。

挨拶する酒井さん

今回初めて「名古屋ふれあいユニオン」の酒井運営委員長が壇上から呼びかけを行いました。酒井さんは、組織やイデオロギーの違いをこえて前進している総行動の成長を共同・連帯の観点から大きく評価しました。

またトヨタ工場を解雇され、毎日工場へ出向き守衛所から職場管理者に就労を求めてたたかっている期間労働者から支援要請の呼びかけがありました。

この総行動を契機にさまざまな取り組みが結びあい、トヨタに社会的責任を果たせる成果がひとつひとつ実ることを願ってます。

（文責：近森　泰彦）

○ ---------- ○

「全トヨタ労働組合をサポートする市民の会」第3回総会を開催

２月６日午後、「全トヨタ労働組合をサポートする市民の会」第３回総会が開かれました。

2006 年 1 月に結成された個人加盟の全トヨタ労組（ＡＴＵ）は若月委員長を先頭に着実な歩みを重ねてきました。

この４年間、内野健一さんの労災認定など、労働者からの相談に対応しつつ職場の権利拡大に努め貴重な成果もありました。

「市民の会」の一年間の主な活動は次のおりです。

①機関紙「れいめい」を５回発行しました。

②トヨタ講座を３回、トヨタ学習会を４回開きトヨタの現状と問題点を学びました。

③名古屋駅前での宣伝行動を他団体と共同で毎月１回取り組みました。

④西三河地域で共同の運動体作りに参加しました。
⑤ジェイテクト田中裁判、ファインシンター熊沢事案を支援しました。
⑥デンソー川野裁判終結に貢献しました。
⑦「東海地方外国人支援ネットワーク」発足に参加しました。

その他、関係する諸団体と連携し労働者生活と権利を守る諸活動に参加しました。

今年の方針では、主に次のことに取りむことになりました。

①ＡＴＵ組合員の拡大や機関紙の配布に協力する。
②トヨタ講座、トヨタ学習会に参加します。
②ジェイテクト田中裁判、ファインシンター熊沢さんなどの活動を支援します。
③諸団体とともに名古屋駅前での宣伝行動に参加します。
④西三河地域に共同の場づくりをすすめます。
⑤機関紙「れいめい」を充実し定期発行をめざします。
⑥会員を増やし財政基盤の強化に努めます。

その他、ＡＴＵを支援しトヨタと向き合う活動に取り組みます。

役員は、共同代表に猿田正機（中京大教授）、中谷雄二（弁護士）、副代表に古木夫（ジャーナリスト）、牧野三枝子（銀産労）事務局長に近森泰彦（健康センター）などを選び、全体として体制を強化しました。

猿田共同代表は、資料をもとに次のように挨拶しました。

100年来の大恐慌でトヨタを含め展望がみえない。激烈な国際競争の中でリコール問題も起きた。

トヨタシステムは全産業全分野、さらに世界に影響を広げている。トヨタシステムは、好況の時は長時間高密度の労働によって過労などの健康問題を引き起こす。不況の時は非正規労働者を解雇し、正規労働者の雇用や生活を不安に陥れる。

長年にわたる下請け単価の切り下げによって、関連企業の外国人や女性が極限までしぼられる状態がおきている。無差別殺人事件、自殺、派遣村、炊き出し、生活保護の激増など負の社会現象はトヨタシステムと無関係とは言えない。

（文責:大家　信義）

○ ---------- ○

金沢大学の学生

トヨタの実像調査に健康センターを訪問

2009年８月、社会保障を専門とする金沢大学の先生からメールが届きました。

「･･･貧困と格差、若者の失業、派遣切り問題、生活保護の仕組みと実態などについて、学習討論を行ってきました。それらをもとに学生たちに調査してみたいところを挙げさせたところ、大多数が豊田市を希望しました。トヨタ自動車および豊田市の雇用・失業や生活保護の状況、労働組合、地域団体などの取り組みを紹介していただけないでしょうか？」これに応え各分野で活動されておられる方々に講師をお願いしたところ快く引き受けて頂きました。

（文責　近森泰彦）

１講：「今年の生活保護支援から見えてくるもの」

笹島診療所ソーシャルワーカー藤井克彦さん。30数年にわたって笹島診療所を拠点に失業者、生活困窮者のサポートを続けている。

２講：「トヨタの労働者管理と労働組合」

中京大学非常勤講師杉山直さん。トヨタ研究者で、ここ数年の間に猿田先生たちと共同で『トヨタ企業集団と格差社会』（ミネルバ書房）などを刊行されている。

３講：「トヨタ支配下の豊田市政」

元豊田市職員本多弘司さん。地域問題研究者として活躍。市長選挙に立候補の経験も。

４講：「愛知連帯ユニオン組合員Ｋさんの経験」

Ｋさんは長年にわたってトヨタ直属の研究所に派遣され、トヨタ関連技術者の教育にあったってきた。突然解雇され、派遣会社を相手にたたかっている。

５講：「トヨタ城下町知立団地での派遣村」

派遣村村長高須優子さん。知立団地（2009年４月現在、2445世帯、4891人。うち1257

世帯、2634人が日系ブラジル人を中心とした外国人労働者）でトヨタショックの後、次々に職を追われた労働者の支援を続けている。

◆わが身にも？･･･感想文から

＊「普段は知ることのできない生の声を聞くことができた。それらは本来聞きのがされてはならない人々の叫びのようだった。今回の経験は行政とすべての人々の知るべきこと、すべきことといったあり方を考える機会になった」（男）

＊「驚いたのは労働組合についてでした。労働組合は、労働者が団結して企業に対して意見を言う組織であるはずです。それなのにトヨタの労働組合は、会社をバックアップしているということでした」（女）

＊「一度雇用という足場から踏み外したら簡単に元に戻れないような社会保障に穴がある中で、甘えだ、努力が足りないだと、自己責任論を持ち出すのはおかしい。それですませる問題ではないと思います」（女）

＊「日本の労働組合の機能不全、社会保障制度の改革課題など新たな問題も見えました。企業城下町豊田市と伝統工業も盛んな金沢市、大きく異なる２つの市を比較することによってさらに理解を深めることができるように思います」（男）

＊「生活保護支援を行ったり、派遣村を開催したり、ユニオンをつくって労働者や労働組合をサポート。トヨタの実態・問題点を調査して論文に。わたしたちのような学生に見聞を広めさせてくれる人、こうした支援をする人々の輪が確実に結果を生み出しているということを確認できたとともにその輪が非常に頼もしく感じられた」（女）

「家族の会」の杉山さん・藤田さんが講演
金沢大学のロースクール

2009年12月下旬、金沢大学でロースクールが開催されました。これ将来弁護士を目指す学生を対象に開かれたものです。このロースクールに、ドラッグスギヤマ裁判元原告・杉山ふじ江さんと中電裁判元原告・藤田睦美さんのお二人が講演を依頼され、出席されました。お二人の原告から手記が寄せられましたので紹介します。　※ロースクールとは司法試験の受験資格を得る学校（法科大学院）

亡き息子の思い出の地、金沢にて

ドラッグスギヤマ損害賠償裁判　元原告　杉山ふじ江

平成21年も押し詰まった12月22日、冷え込んだとても寒い朝。真暗い中を最寄の駅へ向かう･･･電車に乗ったのは５時58分でした。

金沢はどんなに寒いのだろうか、雪はどれ程積もっているのだろう。

きちんとお話が出来るかしら･･･不安でいっぱいでした。

米原からは一緒に行く藤田さんが乗りこみ、北陸本線「しらさぎ号」の窓の外が段々と銀色に覆われて行きます。「ワァー寒そう！」と思わずつぶやきました。

福井駅で下車し、海道弁護士と合流して金沢での昼食。なんという偶然･･･そこは９年以上も前に愛息貴紀と主人との３人で食事したお店でした。変わってない！懐かしい！あの日、窓側の席へ座った貴紀が、今もすぐ傍にいる様な錯覚さえ覚えていました。

金沢大学は雪で包まれ、学生さん達の声が校庭に響いていました。

ロースクールの学生さんは約40名、私の子

供より大分若い学生さん達の前でお話させて頂きました。

裁判中の辛かった事、嬉しかった事、裁判を終えた今息子貴紀への想い･･･原稿を用意させて頂き、出来るだけ読まないようにと思っていたのですが、やはり原稿を読むだけになってしまった講義に、反省ばかりが残っています。

そして、私にはこれから法律家の道に進まれる学生さんにどうしても聴いて頂きたい事がありました。それは、裁判中の相手会社スギヤマ薬品の顧問弁護士による言動、書面での人格攻撃に心底傷つけられたこと。そして、思いあまった末、懲戒請求をしている事です。

弱者の味方で心優しい弁護士になって頂きたい、そして「死」に関わるような事件を担当したときには、たとえ裁判の相手方であろうと、無神経に心を掻き毟るような非情な弁護士にはならないで欲しい！との思いをお話させて頂きました。

聴いてくれている学生さん達の活き活きとした眼差し･･･生前元気だった頃の貴紀を思い出していました。

「本日遺族の方のお話を聞いて、決して　、品位を欠く弁護士にはならないぞと思いました。」と、感想文に書いて下さっている学生さんがいました。

良かった･･･私の気持ちが伝わった。そして学生さんの未来に少しでもお役に立てたのでは･･･と、今思っています。

私にとって、亡き息子との思い出深い地、金沢での学生さん達との出会い、そして海道弁護士、藤田さん、皆さんの若さに沢山の鋭気をいただいた一日でした。

貴重な体験をさせて頂きました。

依頼者の気持ちが分かる弁護士に

中部電力過労死裁判　元原告　　藤田睦美

2009年12月21日・22日と名古屋大学・金沢大学で法律を学んでいる学生の方々に、過労死遺族となった私の経験をお話させていただく機会がありました。こういう機会は２度目になりますが、今回は労災が認定されるまでの長い道のりと、支えていただいた弁護士の存在についてを中心に話してきました。

いつも事前に話す内容の原稿の準備という作業がとても辛いのですが、私の経験を聞いていただくことで、少しでも法律を学ぶ学生さんの将来に役立てていただけたらと思い話をしました。

名古屋大学では、真剣な顔で話を聞いて下さっている学生さんの姿がすごく印象的でしたが、時間の関係で質問等、生の声を聞くことができなかったのがとても残念です。

金沢大学では、たくさんの質問をうけました。その中でも、労災認定に必要な立証責任が遺族側に負わされていることや支援の会・家族の会の存在意義についての質問が特に記憶に残っています。学生さんにとって、本での勉強ではわからなかった現実的な問題を遺族の立場で話したことによって、より興味をもち、また疑問を感じていただけたのではと思いました。

後日送られてきた感想文は５名の方でしたが、皆さん内容が濃く、杉山さんと私が伝えたかったことをしっかり感じ取っていただけたのではないかと嬉しく思いました。

ある学生の方は感想文の最後に「依頼者の気持ちの分かる弁護士になりたいと思った。」と書いていました。その言葉どおり、何年か後には、遺族の気持ちのわかる人間性のある弁護士・法律家になっていただけたらと願っています。

過労死を防ぐカレンダー

岐阜県労連が作成

岐阜県労働組合総連合がつくったカレダーが面白く役に立ちます。毎日、始業時刻と終業時刻を記入して残業時間を計算書き込むようになっています。主婦の場合は始業時刻を主人の出勤時刻、終業時刻を帰宅時刻として通勤時間を差し引いて残時間を書き込むと、立派な勤務時間を証明す書類になります。一ヶ月の残業時間が４５時間を超えていたら、注意信号、８０時間超えていたら過労死濃厚ライン、１００時間を超えていたら危険信号です。労働組合や、労働相談所、労働基準監督署への資料をもって相談にいきましょう。私も早速、相談のあった事例にこれを利用させてもらいました。

他に「年次有給休暇をとっていますか？」「４月から労基法がかわった？」「残業を支払わないのは犯罪です」「疲れていまていませんか自己チェック」「ストレス生む思考方法」「あなたの家のオアシス度」「ストレス自己診断」「突然の首？違法です」等の記事が挟み込まれています。詳くは岐阜労連か愛知健康センターのアドレスにアクセスしてください。

（文責：宮崎　脩一）

岐阜労連 URL http://gifulc.blog36.fc2.com/

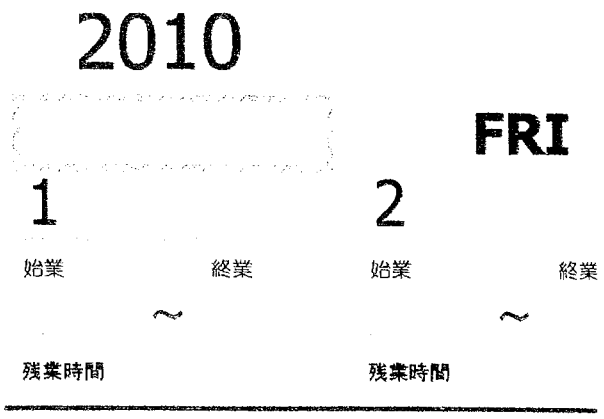

４月　労働基準法が一部改正されます

長時間労働を抑制し、働く人の健康を守ることや仕事と生活のバランスを図るために、平成２０年１２月５日に労働基準法改正案が可決・成立し、同１２日に公布されました。平成２２年４月１日に施行されました。

労働基準法改正のポイント

時間外労働の割増賃金率の引き上げ

1 月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられる。

2 事業場で労使協定を締結すれば、1 の引き上げ分（25%から50%に引き上げた差の25%分）の割増賃金の支払いから、有給の休暇（法定の年休とは別です。）にすることができる。

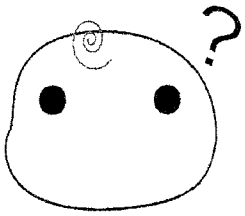

【例えば：月76時間の時間外労働をした場合】

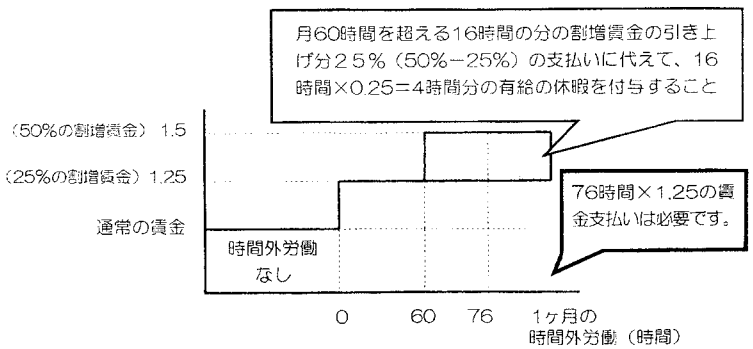

中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引き上げは猶予されます。

1 の適用が猶予される中小事業主の規模

次の①または②に該当する事業主です。また、事業主単位ではなく、企業（法人または個人事業主）単位で判断されます。

①資本金の額または出資の総額

小売業	5000万円以下
サービス業	
卸売業	１億円以下
それ以外	３億円以下

２常時使用する労働者数

小売業	５０人以下
サービス業	１００人以下
卸売業	
それ以外	３００人以下

参考文献：労働関係法のポイント　岐阜県版　１ページ

エッセイ

楽しみなこと

中学校 養護教諭　安藤 富美子

「先生、けがした」「お腹痛い」「頭痛いから休ませて」などと、毎日、保健室は、あわただしい。そのため、時間がすぐ過ぎてしまう。「今日は、何をしたのだろう」「もう、こんな時間」なんてことは、日常茶飯事だ。

そんな私にも毎日楽しみにしていることがある。毎朝校門に立ち、子どもたちにあいさつをすることだ。これで、私は１日のパワーを子どもたちからもらうのだ。与えられるといったほうがいいだろうか･･･。

朝、校門に立ち、私は満面の笑顔で、子どもたちにあいさつをする。私より先に、あいさつをしてくれる子どもは少ない。たまに、あいさつしてくれるとメチャクチャうれしい！「先生！」と私に寄ってくる子どもがいるとまたまたうれしい！！「なあに？どうしたの？」と話し出す。すると、他の教師から「あと２分で鐘がなるぞー。早く教室に行け！」と声がかかる。「しまった！」と思い、「あとで、聞くからね」と言って、肩をポンとたたく。

毎日、保健室に来た子ども達には、極力、声をかけるようにしている。「昨日お腹痛かったよね。今日は、大丈夫？」「うん、微妙･･･」「そうかー。無理しないでね。調子悪かったら、来るんだよ」「昨日のけが、よくなったー？」「大丈夫だったよ。」「ほんと。それはよかったね。これからけがしないようにね」「うん」など、ほんの一言・二言言葉を交わすこれがとてもうれしい！！　こんなことがあった。毎日、遅刻をしてくる男の子がいた。元気・やる気がなさそうに歩いてくる。「遅かったね。明日はもう少し早くくるんだよ」と声をかけてきた。最初は、「うん」と気のない返事が返ってきて、次の日は、また、遅刻の日々だった。ほんのたまに、遅刻しないで登校する。「すごい！今日は早かったね。やればできるよ！明日もがんばろう」とほめる。

でも、次の日、チ・コ・ク！･･･「明日は、がんばれるよね。」と言って、肩をポンとたたく。「昨日より、早かった。」「今日は、ちょっと遅かったね。明日は、もう少し早く」「今日は、がんばったね」など、毎日声をかけた。

１週間遅刻しなかった。「すご～い！メチャクチャがんばったね！」と褒めた彼はものすごくうれしそうな顔をした。それから、遅刻が半分に減った。

学年が上がって、彼の遅刻は、ほとんどなくなった。それでも、私は、声をかける。「がんばってるねー」「すごいね～」と･･･彼は満面の笑みをうかべる。ときには、「おれ、天才」ピースサインをする時もある。そんな、彼をみていると私はとても幸せになる。だから、朝校門で、立つことがやめられない。

これが、私の楽しみである。

健康で働き続ける社会のために　いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。（順不同）
公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目していることが伝わるように、あなたも傍聴に参加してください。署名にご協力ください。

小池裁判－高裁
（障がい者マツヤデンキ過労死労災認定訴訟）

判決が２月 25 日の予定でしたが、**3 月 19 日（金）午後 3 時 30 分**に変更されました。判決後、桜華会館で報告集会を予定しています。

堀裁判－高裁
（豊川市職員過労自死の公務災害認定を求める）

堀照伸さんの死に「何もなかった」とする豊川市に対し、阿部さんは「逃げ場のない叱責を行う」と、上司のパワハラを指摘しました。[redacted]

藤原裁判－高裁
（中電労働者アスベスト損害賠償訴訟）

裁判官の和解勧告により、原告の主張。被告の主張が提示されました。３月５日（金）午前 10 時より非公開の進行協議があります。

鳥居裁判－地裁
（先生が倒れ障害者に、公務災害認定を求める）

弁論準備の法廷が２月４日（金）開かれました。被告は鳥居さんの病気の原因についても、業務と過重性についても争うことを表明しました。次々回には証拠調べに入る見込みです。次回は**３月 11 日（木）午後 3 時 30 分**です。

倉田裁判－地裁
（刈谷市職員過労死の公務上災害認定を求める）

２月３日結審で倉田利奈さんが最後の陳述を行いました。判決は**4 月 21 日（水）午後 4 時**です。支援する会は、引き続き刈谷市駅での宣伝・署名活動や裁判長への手紙を取り組んでいます。

小出裁判－地裁
（ソフトバンク過労自死労災認定訴訟）

３月 24 日（水）午後 3 時 30 分　進行協議が行われます。「労災認定」行政訴訟を求めて地裁に向けて署名活動を行っています。

田中裁判—地裁
（ジェイテクト労働者うつ病解雇撤回訴訟）

田中さんは業務でうつ病を発症し、休職中でしたが、就労可能の診断書を添えて復職申請していました。しかし会社は応ぜず、休職期間満了で不当解雇しました。解雇撤回を求めて提訴しました。**4 月 13 日午後 3 時**から弁論準備が行われます。

市バス運転士山田－基金支部
（パワハラで自死、基金に公務災害申請）

毎日放送が映像“09「市バス運転手の自殺」を遺族に密着し取材、昨年末関西地区で放映しました。支援する会は**3 月 5 日（金）午後 6 時 30 分**に「映像」をＤＶＤで上映し、支援の輪を広げていきます。

事　務　局　日　誌

1月4日 月	名古屋市職労旗開き（吉川」）
1月6日 水	愛労連旗開き（鈴木」）
1月7日 木	理事会（15人）
	1月号ニュース発送
	Sさん来所相談　施設パート職員パワハラ
1月8日 金	自治労連旗びらき（宮崎・吉川）
	名港労協旗びらき（鈴木・大家）
1月10日 日	年金者組合新年会労災署名（宮崎・大家・鈴木・吉川）
1月14日 木	三菱勝たせる会本田事務局長ほか来所
1月15日 金	争議・救援・自由法曹団新年会（大家・鈴木）
1月16日 土	堀弁護団会議　宮崎・吉川
	「過労死家族の会」ニュース印刷に来所
1月20日 水	パソコン点検　小崎さん来所
1月21日 木	電話相談　復職について福井から
1月22日 金	山梨中村労災「提訴するな」Ｆａｘ
	一宮健康センター理事会（三栄・宮崎）
1月23日 土	西三河連帯準備会（近森）
1月25日 月	愛労連三役と懇談（樽松・福田・吉良一宮崎・鈴木・吉川）
	牧野さん来所　署名回収
1月26日 火	20周年行事愛教労要請（今枝）
1月27日 水	労働局資料収集（宮崎・鈴木）　20周年行事愛高教・名高教要請（宮崎）
1月28日 木	三菱電機派遣切り裁判（大家・鈴木）
1月29日 金	名古屋駅前共同宣伝（近森・鈴木・吉川）
1月30日 土	静岡「過労死家族の会」結成総会（宮崎）

2月2日 火	Nさん労災認定請求経過の電話
2月3日 水	パソコン故障キーボード買い換え
2月4日 木	K研究所から手紙、パワハラ研修の件
2月6日 土	地方センター交流集会　6・7日（吉川）
2月8日 月	名鉄観光来所　20周年記念行事検討
	三菱電機派遣切り裁判支援要請に来所
2月10日 水	愛労連相談センターから相談要請
2月12日 金	年金者組合緑支部来所　山田支援会費
2月13日 土	名古屋過労死家族の会総会　19人参加
2月17日 水	全国センター理事会（吉川）
2月18日 木	小池判決　マスコミ提供
	市バス山田　現職から職場実態の電話あり
2月19日 金	一宮健康センター理事会（三栄・宮崎）
2月20日 土	高木理事長と事務局員懇談
2月22日 月	来所相談　兵庫県Kさん　夫の労災
2月23日 火	小出・山田支援訴え　労働会館内（宮崎・吉川）
2月24日 水	愛高教・名高教・自治労連・市職・水道　山田支援要請（吉川）
2月25日 木	電話相談　福井Ｉさん復職の件
2月28日 日	反貧困ネットワーク（鈴木・近森・大家）

個人・団体の署名に取り組みました。

愛労連・自治労連・建交労・市職労・各支援する会・自由法曹団・南部法律など個人も含め多くの署名を頂きました（郵送分）。今後もよろしくお願いします。

送付先	署　名
全国センターへ	公務員アスベスト署名集約分
支援する会へ	小池署名　３６１筆
支援する会へ	倉田署名　８６筆
支援する会へ	堀署名　６０筆
支援する会へ	山田署名　１２０筆
支援する会へ	山田署名　１２１筆

相談お礼の手紙届く

年の瀬の寒さの身にしみる季節となりました。12月3日に、[redacted]先生と[redacted]さんに同行して頂き伺った、[redacted]です。ご多忙中にもかかわらずお時間をとって下さりありがとうございました。
どういう方向性があるのか、私達には、大きすぎる問題でもありました。お二人の後進しもあってそちらにやっと相談に行く事ができました。丁寧に親身に相談にのって下さり、客観的で冷静な判断と暖かい言葉にてご指導頂き、本当にありがとうございました。少しずつでも前に進んでいけたらと思います。寒さはまだまだ続く様です。どうぞご自愛下さいませ。

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
3月4日(木)	第3回理事会	18:30　労働会館2階小会議室
5日(金)	市バス運転士過労自死・山田事件学習会	18:30　労働会館本館会議室
6日(土)	西三河働くものの暮らしと健康ネット準備会	13:00　安城地区労
11日(木)	三菱電機派遣切り無効裁判	11:30　名古屋地裁
	中学校教諭公務災害認定・鳥居裁判	15:30　名古屋地裁
	第1回労災防止分科会プレ集会	18:30　健康センター事務所
12日(金)	南部法律事務所伊藤弁護士就任披露宴	18:00　金山ＡＮＡホテル
13日(土)	故安藤巌さんを偲ぶ会	14:00　みなと医療生協ﾚｲﾝﾎﾞｰﾎｰﾙ
	労働負担研究会	10:00　同志社大学(京都)
13(土)・14(日)	公務災害認定闘争全国交流集会	熱海
14日(日)	春の大集会(実行委員会)	13:00　久屋市民広場
15日(月)	事務局会議	10:00　事務所
16日(火)	ゆたか福祉会40周年記念集会	10:00日本ガイシフォーラム(笠寺)
	倉田事務局会議	19:00　刈谷民商
[redacted]		
19日(金)	**マツヤデンキ過労死労災認定・小池裁判判決**	**15:30　名古屋高裁**
20日(土)	山田顧問・高木理事長と事務局の懇談	14:00　事務所
25日(木)	判例研究会(**堀・小池判決事例**)	18:30　水野法律事務所
26日(金)	金丸事務局会議	14:00　名古屋法律事務所
27日(土)	トヨタ学習会(講師：梅村弁護士)	13:00　豊田市教職員会館
29日(月)	事務局会議	10:00　事務所
4月4日・5日	古稀を祝う会	琵琶湖エクシブ
6日(火)	泰中サポート会議	14:00　労働会館
7日(水)	全国センター理事会	13:00　全労連会館(東京)
9日(金)	アスベスト対策愛知連絡会議	14:00　労働会館小会議室
12日(月)	事務局会議	10:00　事務所
13日(火)	ジェイテクト不当解雇・田中裁判	15:00　名古屋地裁
21日(水)	**刈谷市職員過労死労公務災害認定・倉田裁判判決**	**16:00　名古屋地裁**
24日(土)	労問研理事会	13:00　労働会館本館・小会議室
26日(月)	事務局会議	10:00　事務所
5月1日(土)	第81回メーデー	10:00　名城公園
30日(日)	反貧困ネットワーク愛知結成総会	13:30　愛知県司法書士会館